

1. 件名：福島第一原子力発電所3号機燃料取り出しにおける収納缶の引っ掛かり事象に係る面談
2. 日時：令和2年2月18日（火） 15時00分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

宇野課長補佐、知見主任安全審査官、山中係員、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 プール燃料対策グループ 担当3名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、3号機燃料取り出しにおいて、共用プールで輸送容器から燃料を吊り上げる際に生じた収納缶の引っ掛かり事象に関し、その対応について資料に基づいて以下の説明を受けた。

- 収納缶について
 - ・概要、構造、機能
 - ・収納缶の取扱いにおける落下防止措置が講じられていること
- 収納缶吊具について
 - ・動作機構
 - ・収納缶の取扱いにおけるインターロックが講じられていること
- 安全評価への影響
燃料を収納缶に収納した状態で貯蔵する49体の使用済燃料貯蔵ラックが既に設置されており、安全評価に影響は無いこと
- 取扱手順及び取扱訓練の実施について
作業手順を整備し、取扱訓練を実施した上で、当該燃料を収納缶に収納した状態で取り出す作業を実施すること
- 再発防止対策及び今後の対応について
 - ・本事象は、燃料上部のガレキが輸送時にチャンネルボックスと収納缶の間に挟まったことが原因と推定されることから、ガレキ撤去作業において当該ガレキを可能な限り吸引して取り除くことにより再発防止を図ること
 - ・今回収納缶に引っ掛かった燃料の取出方法について今後検討すること

○原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに、作業の進捗について報告するよう求めた。

6. その他

資料：収納缶の引っ掛かり事象への対応について